

令和7年度国税庁等のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見・質問等	理由	回答案
1	意見	調達仕様書	2	1	1.2		本調達は、国税庁並びに国税不服審判所及びGSSに移行済みの内閣官房向けに調達される旨記載されておりますが、端末を利用する府省庁の運用状況を鑑みて、組織ごとに異なる機種をご提案させていただくことは可能でしょうか。 なお、このご提案を可能とするために、端末数の内訳（各組織ごとの納品台数）を仕様書上明確に記載いただきたく存じます。	GSS移行前の国税庁並びに国税不服審判所、移行済みの内閣官房では状況が異なり、導入時の関連作業や導入後の運用を考慮すると、最適な機種が異なるため。	①国税庁及び国税不服審判所と②内閣官房で納入する端末の機種が異なったほうがよいか、というご提案と認識しましたが、同一の機種で問題ございません。
2	意見	調達仕様書	2	1	1.3	図1	R7年度4月から調達が始まっていますが、契約がR6年度3月予定であることを鑑み、R7年度7月以降の調達とさせていただけませんか。	契約後の手続きや端末の製造に時間を要するため。	当庁と受注者の契約締結年月は令和7年4月を予定しており、月ごとの納入台数は業務上、真に必要な台数であるため変更不可となります。
3	意見	調達仕様書	2	1	1.3	図1	GSS端末の調達台数はこちらの表から変更あるでしょうか。	特定の月に数万台単位で調達が増える場合、事前の保管や運送にかかるコストが増え、かつ納入のやり取りも煩雑となるため。	検討の結果、修正することとします。
4	意見	調達仕様書	2	1	1.3		キッティング作業は本調達のスコープ外とありますが、受注者の役割としてキッティングを追加するのはいかがでしょうか。	仕様書上ではキッティング業者と受注者のあいだの責任分界点が不明であり、契約後に調整にかかる追加作業が発生してしまうため。	ご意見を踏まえ、本調達にGSS端末のキッティング及び拠点配送を役割として追加いたします。
5	意見	調達仕様書	2	1	1.3		本調達にキッティング・各拠点への納品作業も追加いただくことを希望します。	端末導入事業者とキッティング事業者を同一事業者にすることで、納品～出荷までのスケジュール調整や端末管理を円滑に行うことができるため。 また機器の初期不良が発生した場合も、端末の回収・再キッティング・出荷に関しての一連の対応を迅速に行うことができるため。	ご意見を踏まえ、本調達にGSS端末のキッティング及び拠点配送を役割として追加いたします。
6	意見	調達仕様書	6	4	4.4	(7)	「翌日以降の引き取り修理を原則とする」と記載ありますが、「オンサイト保守対応が可能な場合は加算する」と追記するのはいかがでしょうか。	運用者側の手間・業務停止時間を最小に抑えるため。	GSS端末を利用する拠点に一定数の予備機を設置するため、オンサイト保守より一般的に安価なセンドバック保守にて業務継続可能であることから、加算項目としません。
7	意見	調達仕様書	6	4	4.4	(12)	マウスも無償保守期間延長及び保守対象範囲拡大の推奨の対象外としていただくことを希望します。	長期保守ができるマウスに限られるので提案機種が減ってしまうため。 また保守分のコストが増えるため。	ご意見を踏まえ、保守期間延長及び保守対象範囲拡大の対象外とします。
8	意見	調達仕様書	6	4	4.4		下記の文を要求仕様に入れることを希望します。 端末マスター等を使ってWindowsOSをWindows11 Enterprise等に変更する場 合においても、メーカーが提供するBIOS、ファームウェア、ドライバー等に不 具合があった場合は、サポート対象とすること	サポート対象でないと、メーカー提供のBIOS、ファームウェア、ドライバー等の不具合であっても原因の調査をしてもらえず、問題解決ができないため。 まだ問題解決できないことにより、以下の影響があると考えます。 ・各省庁職員様や貴庁への業務影響が出てしまう ・運用事業者/ヘルプデスクの作業負担が増える	ご意見を踏まえ、インストール用のマスタ媒体を使用してキッティングした場合や、端末運用中にOSバージョンアップ等を行った場合において生じたメーカー提供のBIOS、ファームウェア、ドライバー等の不具合についても保守の対象といたします。
9	意見	調達仕様書	7	4	4.6		以下の記載では費用の算出ができないため、対象拠点数を明確に記載いただけませ うでしょうか。 受注者はGSS 運用事業者拠点（都内1拠点）もしくは国税庁等拠点からの 回収と回収完了後の端末台数の総数確認を実施すること。	1拠点と複数拠点では見積額に大幅な乖離が生じるため。	リースアップ時の端末については、各拠点から回収いたします。 なお、各拠点の住所については、「03_別添資料2_拠点一覧」に記載することといたします。 また、総数は変わりませんが、拠点毎の台数は増減する可能性があることについてご了承ください。
10	意見	別添資料1 要件定義書	1	1	⑦		<記載内容> 1. セキュリティ要件等 ⑦ISO/IEC15408に基づく認証を取得する等、第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得た製品であることを推奨する。 <観見> 「ISO/IEC15408に基づく認証を取得する等、第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得た製品、または、NIST SP 800-193に準拠した製品であることを推奨する。」にご変更することを提案します。	ISO/IEC15408に基づく認証を取得した製品が市場に少なく、提案製品が大きく限定されます。一方、NIST SP 800-193に準拠している製品は多く存在しているため、提案できるメーカーならびに機種ラインナップが広がります。	ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり変更いたします。 「ISO/IEC15408に基づく認証を取得した製品またはNIST SP 800-147、NIST SP 800-155、NIST SP 800-193に準拠した製品であることであることを推奨する。」
11	意見	別添資料1 要件定義書	2	2	(1)	①	Intel 第14世代でありIntel Core Ultra 5 125U同等以上とする。	調達時期はインテル第13世代は終息となり、安定した供給をするためには新製品でインテル第14世代であるIntel Core Ultra 5 125U同等以上と変更をお願いできませんでしょうか。またインテル第14世代にすることにより、プロセスルールが微細化したことで、処理性能と電力効率アップに期待が出来ます。また、AMDの記載は削除を希望します。弊社、他ベンダーでAMDでのCPUに限られており、中央省庁での実績が殆どないため。	ご意見を踏まえ検討した結果、「Intel Core Ultra 5 6コア以上」に変更いたします。 なお、事業者様にて提案可能な端末の機種、型番等の幅を広げるため、AMDの記載は削除しないことといたします。
12	意見	別添資料1 要件定義書	2	2	(2)	②	10点マルチタッチ必須が望ましいです。	理由はこれまでGSS端末は10点マルチタッチが必須であり、ノンタッチですと他省庁との不公平感があるかと思えます。	ご意見を踏まえ検討しましたが、必須とする要件ではないため原案のとおりといたします。
13	意見	別添資料1 要件定義書	2	2	(4)	②	「カードレスeSIMに対応していること。」と記載ありますが、対応は必須でしょうか。	仕様緩和により想定機種以外のPCも検討するため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、必須要件となるため、原案のとおりといたします。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見・質問等	理由	回答案
14	意見	別添資料1 要件定義書	3	2	(7)	①	JEITA2.0の測定手法は古い規格になりましたので、JEITA3.0のみでの記載が望ましいです。また、JEITA3.0で動画再生時で8時間以上、アイドル時で17時間以上で加点ができるような調達にすべき。	JEITA2.0の測定はスタンダードの手法ではなくなったため。	ご意見を踏まえ、JEITA3.0のみの記載とします。なお、より長時間の駆動時間の場合は加点することとしています。
15	意見	別添資料1 要件定義書	3	2	(7)	①	＜記載内容＞ バッテリー駆動時間 以下のいずれかを満たすこと。 ① JEITA2.0 測定において、11 時間以上の駆動時間であること。 ＜意見＞ 「① JEITA2.0 測定において、14 時間以上の駆動時間であること。」にご変更することを提案します。	過去のGSS端末の調達における仕様は左記意見の通り、14 時間以上の駆動時間が要件になっています。駆動時間の基準はユーザー利便性の観点からも重要であるため、駆動時間の短縮は推奨できるものではないかと考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、JEITA3.0のみの記載といたします。
16	意見	別添資料1 要件定義書	3	2	(7)		バッテリーの仕様は、「運用者側で容易に交換できる方式である場合は加点する。」と追記するのはいかがでしょうか。	将来的にバッテリー交換が必要な状況を想定した際、受注者への返送や端末初期化等の手間なく交換できるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、運用者側でバッテリー交換可能な機種等が限られているため、原案のとおりとします。
17	意見	別添資料1 要件定義書	3	2	(8)	①	マウスに関してはリース期間の年数を保守を加点した方が望ましい。	サードパーティーのマウスの保守は殆どで、1年でPCメーカーの純正マウスかつPC本体の年数分の保守で対応することが望ましい	ご意見を踏まえ検討しましたが、マウスは標準保守を2年とし、加点の対象とはしないことといたします。
18	意見	別添資料1 要件定義書	3	2	(9)		着脱可能なプライバシーフィルターの場合、キッピング時には装着せずに同梱での納品とさせていただけないでしょうか。	輸送中にプライバシーフィルターがずれて傷になる場合があるため。	ご意見を踏まえ、プライバシーフィルターの装着はキッピングの役務に含まないものとします。
19	意見	別添資料1 要件定義書	3	2	(12)		「米軍調達基準（MIL-STD-810G以降）または同等の基準を満たしていること。なお、MIL-STD-810HまたはMIL-STD-810G以上の基準を満たしている場合は加点する。」に変更はいただけませんか。	仕様緩和により想定機種以外のPCも検討するため。	ご意見踏まえ、相当の基準を満たすことという要件を追加いたします。
20	意見	別添資料1 要件定義書	3	2	(12)		米軍調達基準（MIL-STD-810H以降）を満たしていること。	米軍調達基準は810Hを必須にすべき。別件のGIGAスクール端末はほぼすべての端末が米軍調達基準（MIL-STD-810H）となっており、大人が使う端末も基準をあわず事が望ましい。	ご意見踏まえ検討しましたが、事業者様にて提案可能な端末の製品の機種、型番等の幅を広げるため、MIL-STD-810Hは必須とはしないことといたします。
21	意見	別添資料1 要件定義書	5	3	(2)		以下の文を要求仕様に入れることを希望します。 ・高さの調整が可能であること。	ノートPCを接続して使用される際に、高さ調整不可のディスプレイでは、モニターとノートPCの高さが重なってしまう場合があり利用者様の利便性を損なうため。	ご意見踏まえ検討しましたが、事業者様にて提案可能な端末の製品の機種、型番等の幅を広げるため、原案のとおりといたします。
22	意見	別添資料1 要件定義書	5	3	(3)		以下の文を要求仕様に入れることを希望します。 ・オルタネートモード及び65W以上のUSB PD（Power Delivery）に対応したUSB-Cポートを有していること。 ・USB3.0以上、USBPDに対応したUSBケーブル（両端USB-C）を具備していること。	USBType-Cケーブル1本でモニターへの映像出力、ノートPCへの給電が可能となり、利用者様の利便性向上に加えて余分なケーブルの購入も必要なくなるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、機種選定に制限が生じるため、原案のとおりといたします。
23	質問	調達仕様書	2	1	1.3		外付けディスプレイ及び有線LANアダプターは、「国務庁等の各拠点（「別添資料2、拠点一覧」のとおり）に納品する」とありますが、搬入は各課室まで行う必要があるのか、各拠点の1か所に納入すればよいのかご教示いただけますでしょうか。	課室までの運搬作業が必要な場合、見積費用が変動するため。	原則として、各拠点の会議室等にまとめて納入いただく想定のため、その旨記載いたします。
24	質問	調達仕様書	2	1	1.3		以下の記載は4/1、4/18どちらが正しいのでしょうか。 ----- 円滑な作業を実施するため、GSS 端末等を指定した期日（図1参照）までに確実に納入できるように、手配または体制等を構築したうえで令和7年4月1日までにこれを証明する書類を提示すること。 なお、令和7年4月18日までに機器納入業者（以下「受注者」という。）の倉庫等にGSS 端末等を在庫として保有することを求めるものではない。	正確な提出時期を把握したいため。	検討した結果、以下のとおり修正いたします。 「GSS端末等を指定した期日（図1参照）までに確実に納入できるように、手配または体制等を構築したうえで令和7年4月18日までにこれを証明する書類を提示すること。」
25	質問	調達仕様書	3	1	1.4		LANアダプタは借入、購入どちらになりますでしょうか。	LANアダプタに関してはどちらとも記載がなかったため。	ご質問を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「なお、GSS端末に付属するマウス、覗き見防止フィルター、有線LANアダプター及び外付けディスプレイは借入ではなく、購入であることに留意すること。」
26	質問	調達仕様書	3	2	2.1	(1)	以下の記載について、納入場所をご提示いただけますでしょうか。 ----- GSS 端末74,910 台の借入、別途指示する場所（原則、都内1 拠点だが、一部は都内複数拠点）への納入及び保守。	納品拠点数によって見積費用が変動するため。	「03_別添資料2、拠点一覧」に記載することといたします。
27	質問	調達仕様書	6	4	4.4	(6)	「契約期間満了時まで対象期間とすることを推奨する。」とありますが、対象期間の長さによって技術点が増えるということでしょうか。	保守延長によるコスト増の検討を行うため。	契約期間満了時までの保守を必須とさせていただくことといたし、以下のとおり修正いたします。 「GSS端末本体及び電源アダプターの無償保守期間（保守条件に基づき受注者の責任において追加費用なしで故障修理を行う期間）は、納入日から契約期間満了時までを対象期間とすること。」
28	質問	調達仕様書	7	4	4.6		「借入期間が終了したGSS 端末については、別途指示するGSS 運用事業者拠点（都内1 拠点）もしくは国務庁等拠点から回収することとし。」と記載ございますが、回収に向う拠点数及び立地を入札段ご段階である程度正確に記載頂くことは可能でしょうか。	納入場所は「原則、都内1 拠点だが、一部は都内複数拠点」とのことですが、拠点数は多岐にわたる認識です。撤去回収時の拠点数及び立地は費用積算において重要な情報のため、ご質問させて頂きました。	リースアップ時の端末については、各拠点から回収いたします。 なお、各拠点の住所については、「03_別添資料2、拠点一覧」に記載することといたします。
29	質問	調達仕様書	7	4	4.6		データ消去対応について、端末回収後のご対応でも問題ない認識でよろしいでしょうか。	「現地でのデータ消去後に回収」「回収後のデータ消去」によって費用積算が異なるため。	ユーザーにてGSS端末内のデータ消去を実施し、その後、受注者にて各拠点から端末を回収し、受注者倉庫等にてデータ消去いただくことを想定しているため、その旨記載いたします。

項	区分	文 書 名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見・質問等	理 由	回答案
30	質問	別添資料1 要件定義書	1	1	⑦		「ISO/IEC15408に基づく認証を取得する等、第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得た製品であることを推奨する。」とありますが、「ISO/IEC27001に基づく認証を取得する等第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得た製品であることを推奨する。」に変更頂けないでしょうか。ISO/IEC27001は、国際標準化機構が定めるセキュリティに関する規格となります。	評価機関「ITセキュリティセンター」によると、IEC15408は、セキュリティに関するソフトやOS、暗号化ドライブ、TPMといった端末構成する要素に対して評価認証するものです。ISO/IEC27001は、情報セキュリティマネジメントシステムを開発工程・製造工程において規定するもので、セキュリティ管理においても同規格に基づいており、ISO 15408の意図する製品のセキュリティ評価基準を満足していると考えている為。	ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり変更いたします。 「ISO/IEC15408に基づく認証を取得した製品または NIST SP 800-147、NIST SP 800-155、NIST SP 800-193に準拠した製品であることであることを推奨する。」 なお、ISO/IEC15408は情報技術製品のセキュリティ確保する観点でセキュリティ評価のためのを共通の、国際的評価基準ですが、ISO/IEC 27001は、組織における情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価の規格であり、性質を異にするものと考えます。
31	質問	別添資料1 要件定義書	2	2	(1)	①	CPU「Intel第13世代もしくはAMD6コアRyzen5 5000シリーズ以上。」とありますが、「Intel第13世代もしくはAMD6コアRyzen5 7000シリーズ以上。」に変更頂けないでしょうか。	AMDの現行の主流CPUがRyzen5の7000シリーズとなる為。	ご意見踏まえ検討した結果、「AMD6コアRyzen5 7000シリーズ以上」に変更いたします。
32	質問	別添資料1 要件定義書	2	2	(1)	①	CPU14世代とありますが、ノートパソコンは、CoreUltraを搭載しているものがほとんどであり、14世代ではなくCoreUltraに変更をお願い致します。	ノートパソコンの13世代以降は、CoreUltraが主流である為。	ご意見踏まえ検討した結果、「Intel第14世代6コアCore5以上」から「Intel Core Ultra 5 6コア以上」に変更いたします。
33	質問	別添資料1 要件定義書	2	2	(1)	①	CPU「Intel第14世代6コアCore5以上、もしくはAMD 8コアRyzen5 7000シリーズ以上。」とありますが「Intel CoreUltra5 6コア以上、もしくはAMD8コア Ryzen7 7000シリーズ以上。」に変更頂けないでしょうか。	Intel CoreUltra CPUに相当するAMDのCPUは、Ryzen7 7000シリーズが相当となる為。	ご意見踏まえ検討した結果、「AMD8コアRyzen7 7000シリーズ以上」に変更いたします。
34	質問	別添資料1 要件定義書	2	2	(4)	③	「物理SIM及びカードレスSIMが共にNTTドコモ、KDDI、Softbank、楽天モバイルのいずれもが提供する周波数帯において2種類以上の通信バンドに対応したワイヤレスWANが内蔵されていること。」とありますが、楽天モバイルは削除頂けないでしょうか。	楽天モバイルの回線の通信バンドに対応した証明を取得しているメーカー及び機種が限られている為。	ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり記載いたします。 ----- ③ 提案時において、物理SIM及びカードレスSIMが共にNTTドコモ、KDDI、Softbank、楽天モバイルが提供する以下に示すバンドに対応したワイヤレスWANが内蔵されていること。 バンド1、バンド3、バンド8、バンド18/26、バンド19、バンド28 なお、バンド1、バンド3、バンド18/26は必須とし、バンドn77/n78/n79に対応している場合は加点とする。 おって、対応する各バンドについて、対応の事実が確認できる資料を提出すること。
35	質問	別添資料1 要件定義書	3	2	(7)		「バッテリー駆動時間 以下のいずれかを満たすこと。」とありますが、両方を満たす記載に変更頂けないでしょうか。	JEITA2.0測定とJEITA3.0測定は、それぞれ異なる測定方法で同一方法では無い為。	ご意見を踏まえ検討した結果、JEITA3.0のみの記載といたします。
36	質問	別添資料1 要件定義書	3	2	(7)		「JEITA2.0 測定において、11 時間以上の駆動時間であること。」とありますが、「JEITA2.0 測定において、15 時間以上の駆動時間であること。」に変更頂けないでしょうか。	モバイルパソコンの駆動時間として11時間では短く、'A4ノートパソコンのバッテリー駆動時間でも11時間である為。	ご意見を踏まえ検討した結果、JEITA3.0のみの記載といたします。
37	質問	別添資料1 要件定義書	3	2	(11)		「端末本体の重量が1,400g 以下とし、より軽量な場合は加点とする。なお、物理的なブライパシーフィルターの重量を含むこととし、マウス及び電源アダプタは重量に含まない。」とありますが、1,400g 以下を、1,100g以下に変更頂けないでしょうか。	モバイルパソコンは、重量・バッテリー駆動時間が重要であり、多くのメーカーのモバイルパソコンは、1,000g以下のモデルが多く存在しますが、LTEやタッチパネルの変更、覗き見防止フィルターを取付た場合に1,000gを超える場合がある為、1,100gでお願い致します。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。